

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 27 年 2 月 13 日（金）

担当課：市民経済部 市民課

件 名： コンビニエンスストアでの証明書交付について	
提出理由： コンビニエンスストアでの証明書交付を実施するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 本市では、住民票の写しと印鑑登録証明書について、平成 14 年 2 月から自動交付機での交付を開始し、現在市内 4 ヶ所（本庁舎正面玄関前・渋谷分室・中央林間連絡所・横浜銀行大和支店）での交付を行っている。 - 当初は大和市民カードを利用して自動交付機を運用し、その後、平成 15 年 8 月から交付が始まった住民基本台帳カードについても対応させている。 - 平成 22 年 2 月から、先行自治体による研究事業として、住民基本台帳カードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付（以下、「コンビニ交付」という）が始まった。 - 現在では全国 97 自治体がコンビニ交付を導入し、昨年度は 50 万通以上の証明書類がコンビニエンスストアで交付された。 - 自動交付機のリース契約期間は、平成 27 年度末までとなるため、今後の対応について検討する必要がある。 2. コンビニ交付実施の考え方 - 本市の昨年度の自動交付機利用実績は、住民票の写し 5,097 通と印鑑登録証明書 3,829 通となっている。 - 庁外や時間外での証明書交付サービスは、市民サービスとして定着しているため、今後も維持していく必要がある。 - 自動交付機の利用時間は 8:30 から 19:00 までだが、コンビニ交付は 6:30 から 23:00 までとなり、運用時間の延長を図ることができる。 - コンビニ交付が可能な店舗は市内に 76 店あり、全国同系列の店舗においても交付可能となる。 - 平成 28 年 1 月から交付が始まる社会保障・税番号制度に基づく「個人番号カード」は、コンビニ交付にも利用できる。 - こうしたことから、自動交付機の更新をせずにコンビニ交付へ移行する。	3. コンビニ交付の概要 (1) 対象となるコンビニエンスストアチェーン - セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート (2) 交付する証明書 - 現行の自動交付機と同様に、住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする。 - 交付手数料も現在と同様に 300 円とする。 - 利用者自らコンビニエンスストアに設置された多機能コピー機を操作して証明書を取得する。 (3) サービス提供日 - 毎日（12/29～1/3 と保守点検作業日を除く） (4) コンビニ交付に必要なカード - 住民基本台帳カード（H23.2 以降交付）または個人番号カード (5) 必要経費の比較（60 か月） - コンビニ交付：151,632 千円 - 自動交付機更新：187,780 千円 - 経費削減の効果として、36,148 千円低く導入できる。 4. その他 - コンビニ交付の実施等にあたり、平成 27 年度に「大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」、「大和市印鑑条例」及び関連する例規の改正を行う。 - 個人番号カードを利用したコンビニ交付は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 18 条（個人番号カードの利用）に該当しないため、新たに条例を制定する必要はない。 - 自動交付機に付随した請求用紙自動作成サービスについては、コンビニ交付移行に併せて廃止する。 - 県内では、藤沢市（H23.2）、座間市（H23.3）、茅ヶ崎市（H26.2）の 3 市が既にコンビニ交付を実施している。
経 過 H14.2 自動交付機の運用開始 H22.2 先行自治体でのコンビニ交付開始 H25.5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律公布	今後の予定 H27.4 システム構築事業者選定（入札） H27.9 改正条例議案上程 H28.1 個人番号カード交付/コンビニ交付開始